入札説明書

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター等で
使用する電気の調達

南和広域医療企業団
事務局　施設用度課

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター等で使用する電気の調達に係る一般競争入札については、関係規程及び法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、次に示した事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、仕様書等に疑問がある場合は、８により説明を求めることができます。

１　公告日　　令和８年１１月４日（水）

２　契約者名　　南和広域医療企業団　企業長　森川　東

３　担当部局及び契約条項を示す場所

〒６３８－８５５１

奈良県吉野郡大淀町大字福神８番１

南和広域医療企業団　事務局　施設用度課　林

電話　０７４７－５４－５０００（内線５６７２）

FAX　０７４７－５４－５０２０

メールアドレス　kanzai@nanwairyou.jp

４　競争入札に付する事項

（１）調達物件名　　南和広域医療企業団南奈良総合医療センター等で使用する電気の調達

（２）調達物件の内容　　電気方式　　交流三相３線式

標準電圧　　６，６００ボルト

計量電圧　　６，６００ボルト

標準周波数　　６０Ｈｚ

※その他の詳細は、仕様書によります。

（３）調達期間　　令和９年１月の計量日から一年後の計量日前日まで

（４）調達場所　　①奈良県吉野郡大淀町大字福神８番１

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター

②奈良県吉野郡吉野町丹治１３０番地１

南和広域医療企業団吉野病院

③奈良県五條市野原西５丁目２番５９号

南和広域医療企業団五條病院

５　競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（１）から（７）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措置期間中でない者であること。

（３）公告日時点で、奈良県の物品購入等の契約に係る競争入札の参加資格等に関する規程

（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目「Ｊ２電気」で登録している者であること。

（４）電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

（５）過去３年間で、国（公団、公社含む）、地方公共団体、または独立行政法人と予定契約電力・予定使用電力量以上の電気供給実績が２件以上あり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。なお、予定契約電力と予定使用電力量とは以下のすべての基準を満たす場合とする。

ア　１施設で契約電力が１，３７０ｋＷ以上の施設への電気供給実績

イ　年間の総使用電力量が８，０４５，１００ｋＷｈ以上の電気供給実績

（６）経営不振の状態（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定により再生手続き開始の申立てをしたときをいう。以下同じ。）にないこと。

（７）直近決算期が債務超過でないこと。

６　競争入札参加資格の確認

この物件の入札に参加しようとする者は、５の（３）に係る資格審査と別に、次に示す競争入札参加資格確認申請書等を企業長に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

入札参加資格の適否の結果は、入札参加資格確認申請者に文書により通知します。

（１）提出期間　令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１３日（金）まで
南和広域医療企業団の休日を定める条例（以下「条例」という。）（平成２８年３月南和広域医療組合条例第２号）に規定する休日を除く、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間は除く。）

（２）提出場所　３に同じ

（３）提出部数　各１部

（４）提出方法　持参又は郵送に限ります。

（５）競争入札参加資格確認申請書等

ア　競争入札参加資格確認申請書（様式１）

イ　入札公告第２の（３）、（４）、（６）、（７）に定める資格があることを証する書面の写し

ウ　入札公告第２の（５）を証する供給実績証明書（様式１－１）
電気供給に関する契約書の写し又は発注機関が発行した供給実績証明書（様式１－２）等、供給の事実を証明する書面

エ　電気の供給可能量が確認できる書面の写し

オ　モラルに対する決意を記載した書面（様式２）

カ　約款を定めている場合は、その書面の写し

キ　競争入札参加資格確認結果通知用返信用封筒（長形３号封筒に申請者の送付先

を明記し、速達・簡易書留相当７６０円分の切手を貼ったもの）

なお、期間内に競争入札参加資格申請書等を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

ク　申請書及び資料の作成に要する一切の費用は、提出者の負担とします。

７　入札説明会の開催

実施しません。

８　入札説明書、仕様書等に関する質問

（１）受付日時　令和８年１１月１３日（金）午前１１時から午前１２時まで

（２）入札参加申込者で、質問がある場合は、「質問票」（様式６）に必要事項を記入し、電子メールにて提出してください。上記の日時以外、他の方法での提出、電話・ファクシミリ・来訪など口頭による質問は一切受け付けません。なお、件名に「南和広域医療企業団南奈良総合医療センター等で使用する電気の調達についての質問」と明記し、送信後、必ず電話にて受信確認を行ってください。

送信先：kanzai@nanwairyou.jp

（３）回答方法

ア　回答日　　令和８年１１月１８日（水）（予定）

イ　回答方法　　南和広域医療企業団ホームページ入札情報に掲載します。

https://nanwairyou.jp/

回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けません。質問が１件に達しなかった場合、回答は行いません。また、質問の回答は、本公告等の追加又は修正とみなします。

９　入開札の日時及び場所

（１）日　時　　令和８年１１月２７日（金）午前１０時３０分

（２）場　所　　奈良県吉野郡大淀町大字福神８番１

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター１階中会議室

（３）その他　　入札に当たっては、６に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた旨の通知書「一般競争入札参加資格確認通知書」を持参してください。

ただし、郵便による入札の際は「競争入札参加資格確認通知書」の写しを、入札書を入れた中封筒（封印したもの）とともに郵送してください。

１０　入札方法等

（１）入札書（様式３）は持参又は郵送によるものとします。

（２）入札書の宛名は、「南和広域医療企業団　企業長」としてください。なお、記入に際しては入札書の記載例を参照してください。入札書には、入札書記載金額の積算根拠資料（様式任意）を添付してください。積算根拠資料については調達場所ごとにそれぞれ作成してください。各積算根拠資料の合計額の合算が、入札書の金額

と合わない場合は無効とします。

（３）代理人をもって入札をする場合は、委任状（様式４）を提出してください。

（４）入札書は封緘し、封書に「入札書在中」と明示し、併せて、調達場所及び業者名を記入してください。また、封筒の裏は、代表者印又は委任を受けた者の印（どちらでも可）で封印してください。（入札書に係る封書の記載例を参照）

（５）入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

（６）入札は、予め提示している予定使用電力量に基づき算出した総計金額で行います。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、市場価格調整額及び「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく賦課金は考慮しないでください。

（７）入札執行回数は、２回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をおこなった者がないときは、直ちに再度の入札をおこなうものとします。ただし、再度の入札は、当該入札に参加しようとする者がない場合は行いません。

（８）入札書及び入札書記載金額の積算根拠資料は、再度の入札となる場合がありますので、それぞれ２部用意してください。

なお、再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

（９）競争入札参加資格確認申請後に、入札を取りやめる場合は、入札辞退届（様式５）を提出してください。

１１　郵便による入札

（１）入札書は、郵便で差し出すことができます。

この場合は、二重封筒で書留郵便としてください。

表封筒に「南和広域医療企業団南奈良総合医療センター等で使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書及び調達場所ごとの積算根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、南和広域医療企業団事務局施設用度課宛ての親展として、令和８年１１月２６日（木）午後５時までに、３に定める場所へ到着するようにしてください。

（２）初度入札に係る入札書とともに再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と、再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に１０の（４）の記載事項に加え、「（初度入札）」又は「（再度入札）もしくは（再度入札辞退）」と各々記入の上、令和８年１１月２６日（木）午後５時までに、３に定める場所に到着するようにしてください。

（３）封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が１通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした２以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

なお、初度入札で落札者が決定し郵送された再度入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

１２　入札の無効

次の各号のいずれか該当する入札は、無効とします。

（１）この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

（２）入札書に記名押印を欠く入札

（３）入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

（４）入札書記載の価格を加除訂正した入札

（５）同一入札者がなした同一事項についての２以上の入札

（６）入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

（７）その他、入札に関する条件に違反した入札

１３　落札者の決定方法等

（１）開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

（２）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格のない入札がない場合は、直ちに再度（２回目）の入札を行う事があります。

（３）落札者となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引かない又は郵送での入札によりくじを引くことができないときは、その入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員がくじを引かない場合も同様とします。

（４）再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。

１４　入札保証金

免除します。

１５　契約書作成の要否等

（１）契約書作成の要否等

要します。

（２）契約保証金

落札者は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付する

ものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１９条第１項ただし書き各号に該当する者（保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去２年間に国又は地方公共団体と企業団が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）であるときは、免除します。なお、条文中「知事」とあるのは、「企業長」と、「県」とあるのは、「南和広域医療企業団」と読み替えるものとします。

（３）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

（４）その他

入札は総計金額で行いますが、契約は入札書に添付した入札書記載金額の積算資料に基づき、単価契約とします。

１６　契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

（１）落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき

（２）暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

（３）落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、また第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

（４）落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

（５）（３）および（４）に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（６）この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「資材等購入契約」といいます。）に当たって、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

（７）この契約に係る資材等購入契約に当たって、（１）から（５）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除きます。）において、本企業団が当該資材等購入契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

１７　契約の解除

契約締結後、契約者について１６の（１）から（７）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本企業団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、１６の（１）、（３）、（４）及び（５）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み換えるものとします。